

岩手保健医療大学同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、岩手保健医療大学同窓会と称し、事務局を岩手保健医療大学（岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目6番30号）（以下「本学」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、看護学の向上に努め、母校の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、正会員と特別会員及び準会員をもって組織する。正会員は本学卒業生及び本学大学院修了生より構成し、特別会員は本学教職員（旧教職員を含む。）とし、準会員は本学在学学生とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため必要と認める事業活動を行う。

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記長 2名
4. 会計 2名
5. 監査役 2名
6. 渉外 2名

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、書記長、会計、監査役及び渉外は、総会において正会員より選出する。

2 任期中、役員に任務の遂行が困難な者が生じたとき、代理の選出を役員会に一任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 代理役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、各号のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を統括し、総会及び役員会を招集し、円滑な運営を図る。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- (3) 書記長は、会長の命を受けて事務を行う。
- (4) 会計は、会長の命を受けて会計事務を管掌する。
- (5) 監査役は、本会の会計監査に当たる。

(相談役)

第9条 本会に相談役を置き、岩手保健医療大学長に委嘱する。

(会議)

第10条 会議は、総会と役員会とし、定期及び臨時に開催することができる。

(総会)

第11条 総会は、本会の最高決議機関とする。

(定期総会)

第12条 定期総会は、隔年1回開催する。

(総会の成立)

第13条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって成立する。

(臨時総会)

第14条 臨時総会は、会長及び役員会において必要と認めるとき、これを招集する。

(定期役員会)

第15条 定期役員会は、年1回開催し、必要に応じて会長は、臨時に役員会を招集することができる。

(役員会の成立)

第16条 役員会は、役員員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。監査役は、役員会に出席できるが、議決権は有しない。

(議長)

第17条 すべての会議の議長は、その都度出席会員の中から選出する。ただし、議長は、議決権を持たないが、可否同数の場合は、議長が決定権を有する。

(入会)

第18条 岩手保健医療大学看護学部学生は、卒業と同時に本会に入会する。

2 岩手保健医療大学大学院看護学研究科学生は、修了と同時に本会に入会する。

(特別会員及び準会員)

第19条 特別会員及び準会員は、発言権を有するが議決権を有しない。

(永久会費の納入)

第20条 正会員は、別に定めるところにより、永久会費を納めなければならない。

(永久会費)

第21条 会費は、永久会費 10,000 円とする。

(異動の報告義務)

第22条 会員は、身上に異動を生じた場合、本会に届けなければならない。

(本会の経費)

第23条 本会の経費は、永久会費及びその他寄付金などをもって充てる。

(臨時徴収)

第24条 本会の、事業遂行のため、経費の不足が生じた場合、役員会の承認を得て、臨時徴収することができる。

(会則の改正)

第25条 本会則の改正は、会員の請求により、総会出席会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和3年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和5年3月8日から施行する。